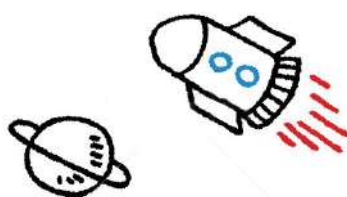




リップル保育園鈴谷

重要事項説明書



2023 年

(1) 事業運営主体

事業者の名称	株式会社リップル研究所
代表者氏名	代表取締役 大崎紳介
事業所の所在地	さいたま市中央区鈴谷9丁目10番6号
事業所の電話番号	048-780-2813

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	「保育所保育指針」に基づき、養護及び教育を一体的に行う。 良質な生育環境を提供し、生きる力の基礎を育てる。
運営方針	I 保育所の生活をとおして子どもを主体とした「最善の利益」を守る。 II 豊かな経験や学びのなか、生きる基礎を育む。 III 保育所職員と保護者、地域と一緒に子どもたちの成長と安全を守る環境を作る。

(3) 利用施設及び提供する保育の内容

1 保育所概要

名 称	リップル保育園鈴谷
所 在 地	さいたま市中央区鈴谷9-10-6
電話番号	048-767-4009 (TEL) 048-858-0139 (Fax)
認可年月日	平成27年4月小規模保育事業A型 令和2年4月認可保育所移行
園長氏名	飯田 直美
利用定員	58名

2 施設の概要

敷地	賃貸借物件
建物	鉄骨造2階建 1階部分 延べ床面積 1F (294.92㎡)
施設の内容 面積 (㎡)	乳児室・ほふく室 48.35㎡ 医務コーナー 2.04㎡ トイレ室 16.07㎡ 調理室 18.39㎡ 調乳室 (事務室内に含む) 保育室・遊戯室 87.19㎡ 事務室 19.22㎡
設備の種類	冷暖房、サッシ

3 連携施設 (リップルグループ園)

施設名称	住所
リップル保育園浦和	さいたま市浦和区仲町1-11-18 ユーネックスハイム1階
リップル保育園与野	さいたま市浦和区上木崎1-3-5-1

※そのほか、小規模保育事業所との提携園として受入をしています。

4 年間行事予定

行事内容	
4月	慣らし保育月間・入園進級式・身体測定・お誕生会・避難訓練
5月	クラス懇談/遠足・端午の節句・身体測定・お誕生会・避難訓練
6月	内科検診・歯科検診・身体測定・お誕生会・避難訓練・水遊び開始 引き渡し訓練
7月	七夕の会・身体測定・お誕生会・避難訓練
8月	身体測定・夏祭り会・お誕生会・年長お楽しみ会・避難訓練・水遊び終了
9月	身体測定・お月見会・お誕生会・避難訓練・
10月	運動会・ハロウィン・身体測定・お誕生会・避難訓練・芋堀
11月	身体測定・芋堀・お誕生会・避難訓練・内科検診・保育参加
12月	クリスマス会・身体測定・お誕生会・避難訓練
1月	新年お楽しみ会・身体測定・お誕生会・避難訓練・個人面談
2月	節分の会・身体測定・お誕生会・避難訓練・発表会
3月	ひな祭り会・身体測定・お誕生会・避難訓練・お花見遠足・卒園式

※行事予定はその年度の社会情勢等により変更になることがあります

5 食事の提供について

給食 おやつ他	自園調理にて提供しています。 献立表は翌月分を毎月月末までに配布しています。
アレルギー	「園での健康管理について」にて、ご説明いたしております。
衛生管理	調理係、調乳係、保育従事者全てにおいて毎月検便を行っています。 毎年全員の健康診断結果をさいたま市監査時に開示しています。

(4) 職員配備

職種		常勤職員	非常勤職員	
保 育 従 事 者	園長	1人	人	保育施設責任者（保育士）
	保育士	7人	6人	保育士
	看護師		1人	看護師・助産師 本部兼務
	英語教員	1人	1人	英語教師
	補助	1人	人	
調理員		2人	1人	栄養士2名、補助1名
用務員		人	1人	
事務局			1人	

- 1 玄関に職員紹介を表示しています。
- 2 「認可保育所の設備及び運営に関する基準」を遵守した職員配備を行っています。
- 3 11時間保育の職員配備は3シフトにて加配しています。

(5) 保育所の開所日及び時間

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	7時30分から19時までの保育契約時間
延長保育時間	さいたま市認定の契約保育時間を超えた保育時間 ※開所時間内に限る（土曜保育は18:30まで）
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始

(6) 土曜共同保育

<実施施設・期間>

施設名称：上期（4月～9月） リップル保育園鈴谷

下期（10月～3月） リップル保育園与野

所在地：（与野園）さいたま市浦和区上木崎 1-3-5-1 TEL048-755-9229

（鈴谷園）中央区鈴谷 9-10-6 TEL048-767-4009

開所時間： 短時間 8時30分から16時30分

標準時間 7時30分から18時30分

< 概要 >

共同保育実施園：リップル保育園鈴谷、リップル保育園与野、リップル保育園浦和

土曜保育園児数：各園最大10名以内 最大利用計30名以内

職員配置：受入園 職員1名以上（利用園児による配置）

依頼園1 職員1名以上（利用園児による配置）

依頼園2 職員1名以上（利用園児による配置）

※ 社会情勢等により実施施設・内容等の変更があります。

(7) 嘱託医

小児科 岩崎医院 医師 岩崎 彩

さいたま市中央区本町東1-13-10 電話048-853-2121

小児歯科 本町歯科医院 医師 中村 一彦

さいたま市中央区本町東2-7-16

電話048-855-9775

(8) 非常災害対策

消防計画届出	浦和消防署 令和2年 11月 届出 防火管理者 鍋島 里美
避難訓練	火災訓練及び避難訓練を毎月1回実施
防災設備	自動火災煙感知器・誘導灯・消火器
避難場所	(第1避難場所) 与野西中学校 (第2避難場所) 本町小学校

【近隣管轄】

消防署	さいたま市中央消防署 さいたま市中央区下落合4-13-10 ☎ 048-852-9119
警察	浦和警察署 さいたま市浦和区常盤4-11-21 ☎ 048-825-0110 浦和西警察署 さいたま市中央区上峰3-4-1 ☎ 048-854-0110

【 緊急事態における園児引き渡しの基準 】

1. 引き渡し基準

想定される緊急事態		降園方法
地震	震度5弱以上 さいたま市内	お迎え依頼 (電話/キッズリー等) ・保護者への引き渡し ・登録者への引き渡し ・緊急連絡の上 保護者からご指示の あった方への引き渡し
	震度4以下でも園児に危険が及ぶと判断した場合	
台風	交通遮断・地域被害状況大	
大水	保育園施設に被害発生	
大雪	その他園児に危険が及ぶと判断したとき、	
火災	消防からの避難指示	
竜巻 等	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合	
不審者	園児に危険が及ぶと判断したとき、	
	警察からの避難指示	
	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合	
交通事故	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合	
※その他保育園園長が必要と判断した場合は、上記に関わらず適切に対応いたします		

【 臨時休園等の取扱いについて 】

保育所の所在地において、さいたま市等から「警戒レベル3以上」が発令された場合は、以下の通り対応する。

警戒レベル（避難情報等）	「開園中に発令」	「午前6時時点で発令」または 「午前6時時点から開園時間までに発令」
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周知している避難場所へ園児を速やかに避難させます。 ただし、他の場所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 保護者へ「状況の連絡」と速やかなお迎えを依頼する。 	<p>臨時休園とする</p> <p>※午前10時の時点で安全が確保できれば 午後の保育を再開する</p>
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

*鉄道等の「計画運休」が発表された際、職員体制を十分確保できないと判断した場合は登園自粛のお願いをすることがあります。

(9) 賠償責任保険の加入

保健の種類		
賠償責任保険	1事故 3億円	1名につき1億円
傷害保険	死亡・後遺障害 3百万	入院日額 3千円

(10) 運営委員会委員

責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
社内委員	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
第三者委員	林 幸雄（医療法人社団 聖幸会理事長）	☎ 048-826-6222
第三者委員	前年度卒園児保護者より 1 名選出	
保護者委員	こあら組保護者より選出	
保護者委員	きりん組保護者より選出	

※ (12) 運営に関する事項 参照

【相談・苦情受付委員】

総括責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
相談・苦情担当	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
受付メールアドレス	naomi-osaki@ripplehoikuen.com.co	
第三者委員	林 幸雄（医療法人社団 聖幸会理事長）	☎ 048-826-6222
第三者委員	前年度卒園児保護者より 1 名選出	

※受付方法

園受付カウンターに苦情受付表と受付方法のご説明を設置いたしております。
また、直接電話、メールで上記担当までご連絡いただけます。
頂いた内容により、第三者委員会を開催して問題解決に当たります。
どのような問題、苦情でも真摯に受け止め早期解決に向けて努力いたします。

(11) 児童虐待防止への取り組み

- リップル研究所の設置者及び職員において児童福祉法 33 条の 12.
各号に掲げる以下の行為
その他、当該児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する就業規則を誓約しています。
- 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき虐待の早期発見に努め、
虐待を受けたと思われる児童、乳幼児を発見した場合は速やかに関係機関に通告します。
虐待を疑われる職員については、面談事実確認の上適正な処分をします。
- 社内定期職員研修及び社外児童虐待防止等の研修を受講しています
また定例（毎週）職員会議において情報の周知、交換を行い職員の意識向上を図っています。

(12) 運営に関する事項

1. 保護者会（クラス懇談会）

保護者参加行事（個人面談・保育参観・親子遠足・運動会・発表会）

2. 運営委員会と苦情委員会

定例運営委員会を年2回開催予定

（構成）リップル研究所取締役役員、園長・施設長、第三者委員、保護者委員
良質な保育提供のための意見交換等、保育園運営の向上に努めています。

※ 苦情事項が発生した場合は、臨時会議を緊急招集します。

3. 自己評価及び第三者評価

◎職員は毎年3月に保育内容等の自己評価を行い、施設長経由にて保育本部に提出します。
本部において自己評価表、施設長評価表の査定を行い個人面談を以て相互確認の上
新年度処遇判断とします。

◎埼玉県が指定した評価機関による第三者評価受審を5年毎実施する。

(13) 《 園での健康管理 》

(1) 登園前、ご自宅にて朝の健康チェックをお願いします。

検温の記録とお子様の様子及び外傷について記入または口頭で、職員にお伝えください。

※登園前の検温で37.5℃以上の場合は登園を控え、顔色、排便、子どもの状態を
注意観察し異常が見られた場合は受診をお願いします。

※健康や怪我等、体の状態がいつもと異なる場合は報告してください。

感染症と診断または疑いのある方の送迎は、事前にご相談ください。

(2) 保育園では、毎日2回検温しています。

(3) ご家族が感染症に罹患した場合や検査を受けた場合、園児自身が感染症に罹患、けが等 をしたときは速やかにご連絡ください。

(4) 感染症状発症時はキッズリーで配信、または玄関に「お知らせ」を掲示します。

(5) 保育中に発熱（37.5℃以上）、その他異常が生じたときはお迎えをお願いします。

(6) 感染症に罹患した時について

① 「登園届」に記載の感染症（お腹の風邪、胃腸炎も含む）に罹患した時は
登園をご遠慮ください。再登園の際には「登園届」（保護者記入）が必要です。
再登園の目安は、医師の指示及び「登園届」記載の目安を参考に登園判断を
お願いします。

② 「登園許可証明書」に記載の感染症に罹患した時は治癒するまで登園停止と
なります。再登園時、医師記入の「登園許可証明書」が必要です。

*嘔吐等の胃腸症状については、症状が治まり24時間（感染機関）以上経過し普通食摂取可能で
あれば登園可能です。

*インフルエンザ 発症後5日を経過し、かつ解熱したのち3日を経過することが必要です

（2017年11月学校保健安全法より）

(7) 与薬について

※医療行為に当たるため原則として与薬は行いません。

但し下記の条項に限り対応することとしておりますので、ご相談ください。

【受診時、通園していることを伝え「1日2回服用」処方にして頂くようご協力をお願いします。】

① 園でお預かりできるのは医師処方薬のみです。

「与薬票」(園書式・保護者記入)、「薬剤情報提供書」(薬局提供)と共に記名したジップロックに入れて登園時に職員へ手渡しでご依頼ください。

*紛薬は記名し、1日1回分のみ、お預かりします。

*水薬は1回分だけをご用意ください。容器等については薬局でご相談ください。

*日焼け止めクリーム、虫よけスプレーは、お預かりできません。

ご自宅でのご使用をお願いします。

*虫よけパッチ・リング等の使用は誤飲防止の為、禁止といたします。

② ホクナリンテープ等をご家庭で貼布して登園する際は、テープに日付・名前を記入し、必ず貼布の旨をお伝えください。

尚、ご家庭で内服された薬等がある場合にもお知らせください。

① 24時間以内に解熱剤使用をされての登園は固くお断りいたします。

(8) 予防接種について

① お子様の予防接種は医師に相談し、計画的に進めましょう。

また、接種後はキッズリーに入力をお願い致します。

② 接種直後の登園は副反応発症の恐れがある為、降園後の接種をお願いします。

また、翌日登園の際に接種した旨をお伝えください。

(9) アレルギーについて

① 前月中に献立表、食材表を配布します。ご確認の上、食材等の事前摂取をご家庭でお願いします。ご家庭で未摂取の食物は、園では提供できません。

② 食物アレルギーと診断、若しくは疑わしいと思われる場合は、必ず園にお伝えください。

ご相談の上、除去食の提供、お弁当持参も可能です。

除去食提供をご希望の場合は、医師記入の生活管理指導表の提出が必須となります。

また、保護者と担当者(栄養士・保育士等)による献立表を基にした面談を毎月1回行います。

③ アレルギー症状の変化に係わらず、年1回の(年度内・年度初めまで)診断書の提出をお願いします。

(10) 健康診断と身体測定

全 園 児	健康診断	年2回、嘱託医が健康診断を行い結果はキッズリーに記載 医師からの伝達事項がある場合のみ個別連絡をします。
		年1回、嘱託医が歯科検診を行い結果はキッズリーに記載します。
	身体測定	毎月1回、身長・体重測定し、結果をキッズリーに記載します。

(11) その他

- ② 保険証と受給証のコピーの提出をお願いします。
- ② 朝は洗顔・歯磨きをし、身支度を整えて登園してください。
- ③ 事故や感染症予防の為、爪は短く清潔に保つことをお願いします。

園で爪を切ることが出来ません。ご協力をお願いします。

【 保育園からのお願い 】

☆ 保育園を利用時は必ず、IC カードを装着してください。

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。

そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもリップル保育園鈴谷が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

1) 園は子どもたちがそれぞれに関わりあいながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。

活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、ケンカなどは起こります。

保育園として、当然事故の起らない様に対策を行います。保育士ひとり一人においてもしっかりと見守ってまいりますが、子ども 1 人に保育士 1 人がついていない状況ではありません。ケガを予防できないことが起こることもご理解いただけますようお願い致します。

2) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることもあります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながることをご理解ください。

3) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起りうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。また、園の敷地内、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。

他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するの禁止とさせていただきます。

4) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないことをどうぞご理解ください。

※ たくさんのお願いをいたしましたが、
すべてはお子様の安全と幸せをお守りするためと
考えております
どうぞ、お子様の大切な育ちの時期を、私どもと一緒に見守り、
過ごしていただけますようお願い致します ※

【 保育料・延長保育料・その他諸経費 】

- ① 各保護者の方にご負担いただく保育料は、さいたま市が利用負担額を決定します。
毎年、利用負担額査定が9月に行われるため、利用負担額の変更があります。
ご注意ください。
- ② 保育料の納付方法は、さいたま市へお問い合わせください。
保育園ではお預かりいたしません。
- ③ 入園時購入品（委託業者が販売します）

【 3歳児クラス以上 】

スモック	2,200 円
園帽子	1,300 円
シール帳	800 円
連絡帳袋・名札	500 円

4,800 円 消費税込

園集金袋にて現金精算

【 0歳児～2歳児クラス 】

スモック	2,200 円
園帽子	1,300 円
シール帳	800 円
連絡帳袋・名札	500 円

4,800 円 消費税込

園集金袋にて現金精算

④ 毎月の経費

【 3歳児クラス以上 】（6ヵ月分まとめて集金）

毎月の経費	500 円～（月刊誌等購入費・園外活動交通費等）
給食基本料金	7,000 円（基本週5日利用）

7,500 円～ 消費税込

園集金袋にて現金精算

【 0歳児～2歳児クラス 】（6ヵ月分まとめて集金）

毎月の経費（諸雑費おむつ処理代等）

500 円～ 消費税込

園集金袋にて現金精算

*この他にスポーツ振興センターの保険代、運動会、親子芋掘り、ハロウィンクリスマスなどの行事費が別途かかります。

⑤ 延長保育料

市認定の保育時間（標準時間契約 7 時 30 分～18 時 30 分・短時間契約 8 時 30 分～16 時 30 分）
各保護者により保育時間が異なりますが、契約保育時間を超えて保育をする場合
延長料金を頂きます。

※集金袋にて現金精算となります
(消費税はかかりません)

標準時間保育の場合 18 時 30 分以降 10 分毎に 100 円 19 時（閉所）迄

短時間保育の場合 7 時 30 分より 8 時 30 分まで 10 分毎に 100 円

16 時 30 分以降 10 分毎に 100 円 19 時（閉所）迄

閉所時間 19 時を過ぎた場合 19 時より 15 分単位 2,000 円

⑥ 納付期日

毎月、月初に集金袋（集金金額記載）をお渡しします。
5 日以内に納付いただけますようお願い致します。